

◎米穀等の取引等に係る情報の記録及び

び産地情報の伝達に関する法律

(平成二十二年四月二十四日法律第二十六号)

一、提案理由(平成二十二年三月二日・衆議院農林水産委員会)

○石破国務大臣

.....(略).....
続きまして、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

昨年の事故米穀の不正規流通問題においては、流通ルートの解明に時間を要し、また、米穀を原材料として使用している食品の原料米の産地がわからなかったことから、米製品全般にわたって消費者の不安が生じたところであります。

このような状況を踏まえ、国民の主食であり、国内で唯一自給可能な穀物である米穀について、食品事故などの問題事案が発生した場合に、流通ルートを迅速かつ的確に特定し、関係法

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

律による措置を適切に実施できるようにするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進することを目的として、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、米穀等を取り扱う事業者は、米穀等について取引等をしたときは、その取引等に係る情報を記録、保存しなければならぬこととしております。

第二に、米穀等を取り扱う事業者は、その産地を識別することが重要と認められる米穀等について一般消費者への販売または提供をするときは、米穀等の産地を一般消費者に伝達しなければならぬこととし、主務大臣はその違反者に対して勧告及び命令を行うことができることとしております。

.....(略).....
以上が、これら三法案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(平成二十二年三月二十四日)

○遠藤利明君 ただいま議題となりました三法律案につきまして

て、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案は、事故米穀の不正規流通事案の発生を踏まえ、米穀等の食品としての安全性の確保、表示の適正化及び適正かつ円滑な流通を確保するため、米穀等を取り扱う事業者に対し、取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務づけるとともに、米穀の出荷または販売の事業を行う者が遵守すべき事項に関する規定を整備する等の措置を講じようとするものであります。

三法律案は、去る三月十一日本委員会に付託され、翌十二日三法律案を一括して議題とし、石破農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、十八日から質疑に入り、参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、十九日質疑を終局しました。

.....(略).....

次に、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案については、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合から、政府が検討すべき

事項に、飲食物品の取引等に係る情報の記録の作成及び保存等並びに加工食品の主要な原材料の原産地表示を義務づけること

について、検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる旨を追加する四党派共同提案による修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

.....(略).....

なお、三法律案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二十二年三月一九日)

○筒井委員 私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党及び社会民主党・市民連合を代表して、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案に対する修正案の趣旨を御説明申し上げます。

修正案はお手元に配付したとおりであります。

以下、その内容を申し上げます。

法律案の附則における政府が検討すべき事項に、国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図る観点から、飲食物品について、この法律の実施

状況を踏まえつつ、速やかに、取引等に係る基礎的な情報についての記録の作成及び保存並びに緊急時における国等への情報提供を義務づけることについて検討を加えるとともに、加工食品について、速やかに、その主要な原材料の原産地表示を義務づけることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨を追加することであります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○附帯決議(平成二十二年三月一九日)

(米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平二二法二五)の附帯決議と一括して掲載)

三、参議院農林水産委員長報告(平成二十二年四月一七日)

○平野達男君 たいだいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

.....(略).....

次に、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案は、米穀等に関し、食品としての安全性を欠く

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

ものの流通を防止し、表示の適正化を図り、適正かつ円滑な流通を確保するための措置を講ずるとともに、米穀等の産地情報の提供を促進するため、取扱事業者に対し、米穀等の取引等に係る情報の記録及び保存並びに産地情報の伝達を義務付けようとするものであります。

なお、衆議院におきまして、政府が検討すべき事項を追加し、飲食料品の取引等に係る基礎的な情報の記録の作成、保存等及び加工食品の主要な原材料の原産地表示の義務付けについて検討を加える旨の修正が行われております。

.....(略).....

委員会におきましては、以上の三案を一括して議題とし、まず千葉県で現地視察を行うとともに、事故米穀の不正規流通問題の再発防止策、新用途米穀の需要喚起に必要な効果的施策、米穀等の産地情報伝達とJAS法の原料原産地表示との関係、米のトレーサビリティ導入に係る関係事業者の負担軽減策、すべての飲食料品にトレーサビリティを導入する必要性、米の適正な流通を確保するための監視体制の在り方、米の用途別管理等におけるふるい下米の取扱い等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、三法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

八六

なお、三法律案に対して附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十二年四月一六日)

(米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平二二法二五)
の附帯決議を一括して掲載)